

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 概要

甲府市中心市街地活性化協議会は、甲府商工会議所と甲府中央まちづくり(株)が、中心となり、平成 19 年 4 月 13 日に設立された。当協議会の設立までには、準備会を 3 回に渡り開催し、検討を進めてきた。

- 平成 18 年 12 月 21 日 ・他都市の事例を踏まえた中心市街地活性化協議会の具体的な内容、準備会の今後のスケジュール等について
- 平成 19 年 1 月 24 日 ・甲府市の中心市街地活性化基本計画策定への取り組みの現況、協議会のメンバー・運営体制、規約等についての検討、協議会の活動計画についての検討
- 平成 19 年 3 月 16 日 ・設立総会に向けて検討内容の最終確認
- 平成 21 年 4 月 1 日 ・合同会社まちづくり甲府が事務局を担当

(2) 開催状況

開催年月日	議 題
平成 21 年 3 月 13 日	前計画の特例区域の指定、認定 57 事業の確認、規約の改正（協議会実施主体及び事務局の変更）、任期 2 年経過に伴う委員継続の確認
平成 21 年 8 月 27 日	前計画の進捗状況、新市庁舎デザイン案、合同会社まちづくり甲府の平成 21 年度事業報告の確認
平成 22 年 2 月 9 日	前基本計画並びに市庁舎の進捗状況、甲府銀座ビル、甲府紅梅地区再開発事業の進捗状況、甲府中心商店街歩行量調査結果の確認
平成 22 年 6 月 21 日	前計画の修正事項の確認。甲府駅北口拠点整備状況、合同会社まちづくり甲府の平成 22 年度事業の確認
平成 23 年 3 月 17 日	前計画の進捗状況、中心市街地再生モデル事業、駐車サービスガイドマップ、一店逸品事業の確認
平成 23 年 6 月 15 日	前計画の進捗状況、新市庁舎の建設、紅梅地区再開発事業ココリ（商業フロア）の近況、合同会社まちづくり甲府の平成 23 年度事業の確認
平成 24 年 12 月 21 日	前計画の現状報告、前計画の今後の方向性
平成 25 年 6 月 28 日	前計画の変更点を確認。新たな計画の策定についての確認
平成 25 年 12 月 24 日	委員の変更に伴う会長の選任、中心市街地活性化基本計画の骨子（案）
平成 26 年 2 月 14 日	甲府市中心市街地活性化基本計画の策定
平成 27 年 5 月 1 日	甲府市中心市街地活性化基本計画に対する検証・評価
平成 28 年 2 月 3 日	甲府市中心市街地活性化基本計画の変更
平成 28 年 5 月 6 日	甲府市中心市街地活性化基本計画に対する評価・検証

平成 29 年 5 月 8 日	甲府市中心市街地活性化基本計画に対する評価・検証 甲府市中心市街地活性化基本計画の変更
平成 29 年 8 月 24 日	甲府市中心市街地活性化基本計画の変更（文書による意見聴取）
平成 30 年 8 月 27 日	甲府市中心市街地活性化基本計画の変更（文書による意見聴取）

（３）規約、構成員

○甲府市中心市街地活性化協議会 規約
（協議会の設置）

第 1 条 甲府商工会議所及び甲府中央まちづくり(株)は、中心市街地活性化法第 15 条第 1 項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

（名 称）

第 2 条 本会は、「甲府市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第 3 条 協議会は、事務所を山梨県甲府市相生 2 - 2 - 17 甲府商工会議所内に置く。

（目 的）

第 4 条 協議会は、甲府市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、甲府市中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

（活 動）

第 5 条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- （１）甲府市が、作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- （２）中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換
- （３）中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- （４）前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に寄与する活動の企画及び実施

（構成及び組織）

第 6 条 協議会は、次の（１）～（４）号の委員及び（５）号に掲げる者をもって構成する。

- （１）甲府商工会議所
- （２）甲府中央まちづくり(株)
- （３）甲府市
- （４）中心市街地活性化法第 15 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する者
- （５）前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に関する活動・事業を行うもので、協議会の目的に賛同するもの

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 協議会の目的を達成するため、ワーキンググループを設置することができる。
- 4 協議会の運営について助言を得るため、オブザーバーを置くことができる。

(入会)

第7条 協議会の趣旨に賛同し、新たに入会をしようとするものは、協議会の承認を得て、構成員となることができる。

(退会)

第8条 構成員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 構成員が死亡したとき又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(会費)

第9条 会費は、必要に応じ別途定める。

(除名)

第10条 構成員が、協議会の名誉をき損し又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたときは、協議会の会議において、構成員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により構成員を除名しようとするときは、除名の議決を行う協議会の会議において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員)

第11条 協議会に、会長、副会長を置き、委員の中から選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠員したときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員会及び全体会議とし、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員又は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。なお、欠席の場合、委任状をもって出席と見なすことができる。

3 会議は、出席委員又は出席構成員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 協議会の庶務は、甲府商工会議所（以下「事務局」という。）において処理する。

(公表)

第15条 協議会の公表は、事務局のホームページに掲示することによりこれを行う。

(解散)

第16条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

附則

- 1 この規約は、平成19年4月13日から施行する。
- 2 この改正規約は、平成19年6月4日から施行する。
- 3 この規約は、協議会が所掌事務の処理を完了した日限りその効力を失う。
- 4 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

○ 甲府市中心市街地活性化協議会構成員

区分	法令根拠	構成員	協議会委員	役職名
経済活力の向上	法第15条第1項関係 (商工会議所)	甲府商工会議所	副会頭 望月政男	会長
			常議員 丸茂紀彦	
都市機能の増進	法第15条第1項関係 (まちづくり会社)	甲府中央まちづくり㈱	代表取締役 高野洋志雄	
		合同会社 まちづくり甲府	業務担当 佐藤浩	
市街地の整備改善	法第15条第4項関係 (市)	甲府市	副市長 山本知孝	
商業活性化	法第15条第4項関係 (商業者)	甲府商店街連盟	会長 長坂善雄	副会長
		甲府中央商店街新生協議会	会長 木造雅隆	
		朝日通り商店街(協)	理事長 山本幸男	
		甲府市大型店協議会	会長 有井昇	副会長
市街地の整備改善	法第15条第4項関係 (地権者)	ココリ管理組合	理事長 宇佐美太郎	
住民代表	法第15条第4項関係	春日地区自治会連合会	会長 加々美富明	
			副会長 清水明	
地域経済代表	法第15条第8項関係 (地域経済)	(株)山梨中央銀行	常務取締役 営業統括部長 加藤正	副会長
公共交通機関	法第15条第4項関係 (交通事業者)	山梨交通(株)	専務取締役 雨宮正英	
消費者代表	法第15条第4項関係	甲府市女性団体連絡協議会	会長 牛奥久代	
		子育て支援団体ハッピーキッズ	代表 森澤昌子	
有識者	法第15条第8項関係 (学識者)	聖学院大学(中小企業診断士)	講師 市原実	
コミュニティ団体	法第15条第8項関係	NPO法人まちづくり文化フォーラム	理事長 丹沢良治	

オブザーバー

区分	法令根拠	団体	団体役職名	氏名
関係行政機関等	法第15条第7項関係	山梨県商業振興金融課	課長	立川弘行
	法第15条第8項関係	甲府警察署交通課	課長	伊藤政貴

(H25.4.1 現在)